

伊勢崎市道路位置指定取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定について、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第144条の4、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第9条、建築基準法施行令第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準(昭和45年建設省告示第1837号)、群馬県建築基準法例規・事例集(昭和59年4月1日施行)3―a及び伊勢崎市建築基準法施行細則(平成17年伊勢崎市規則第143号。以下「細則」という。)第13条及び伊勢崎市道路用地寄附受入基準(平成17年1月1日制定。以下「受入基準」という。)第2条に定めがあるもののほか、その具体的な基準を定めることにより良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(寄附行為)

第2条 法第42条第1項第5号の規定に基づき伊勢崎市から道路の位置の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、同号の規定に基づき位置を指定された道(以下「指定道路」という。)を、受入基準第2条に基づき伊勢崎市に寄附することができる。

(1) 指定道路が寄附された場合、管理は伊勢崎市が行うものとする。

(2) 指定道路が寄附されない場合、管理は土地所有者が行うものとする。

2 区画整理等事業中における寄附は、区画整理事業完了後受けるものとする。

3 指定道路の地中に埋設する埋設管等は、受入基準を満たしたものについて寄附を受けるものとする。

4 前3項で行う寄附行為は、事前に計画書をもって寄附行為者が関係

各課と協議することとする。

（指定道路についての申請書の様式）

第3条 省令第9条の申請書（以下「申請書」という。）の様式は、細則様式第22号とする。

- (1) 省令第9条の規定により、申請書は正本1通、副本1通とする。
- (2) 申請書の記入方法は、別紙第1に示すものとする。

（申請書に必要な図書）

第4条 省令第9条及び細則第13条第1項に定める申請時に必要な図書は、別紙第2に示すものとする。

（図書の作成方法）

第5条 申請書に必要な図書の作成方法は、別紙第3に示すものとする。

（指定道路の幅員）

第6条 法第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の幅員は、別図―1の基準によるものとする。

（すみ切り）

第7条 令第144条の4第1項第2号ただし書に規定するすみ切りについて、伊勢崎市が認めるものは、別図―2に掲げるものとする。

（指定道路の構造）

第8条 指定道路の構造については、別紙第4に示すものとする。

（側溝、街渠^{きよ}その他の施設）

第9条 令第144条の4第1項第5号の規定による側溝、街渠^{きよ}その他の施設（以下「側溝等」という。）は、周囲の状況、地形、降雨量その他の諸事項を勘案して、別図―3に示す構造と同等以上の機能を有したものとしなければならない。

2 側溝等は、いっ水、滞水、漏水のおそれのないように設置し、その放流先は、公共の排水路又はこれに準ずる施設に接続しなければならない。ただし、周囲の状況により伊勢崎市がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 当該指定道路が既存道路に接続する場合、側溝等の構造をボックスカルバートと入れ替える。

4 当該指定道路が既存歩道に接続した場合、既存歩道の舗装厚さを既存道路の舗装基準と同等の厚さにする。

(延長)

第10条 令第144条の4第1項第1号イに規定する延長を計る方法については、別図―4に示すものとする。

(転回広場)

第11条 令第144条の4第1項第1号ハに規定する転回広場は、終端部に設けるものは別図―5の基準によるものとし、中間部に設けるものは、別図―6の基準によるものとする。ただし、伊勢崎市が周囲の状況により、避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、これと異なる基準によることができる。

(写真管理)

第12条 写真管理の報告については、別紙第5に示すものとする。

(その他)

第13条 その他市長が必要と認めた場合、必要に応じ関係各書類等及び各指示又は指導を申請者に請求及び要求することができる。

附 則

この基準は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、決裁の日（平成24年1月23日決裁）から施行する。

附 則

この基準は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別紙第 1 （第 3 条関係）

申請書の記入方法

- (1) 申請者住所氏名の欄 申請者の現住所と氏名を記入し押印する。
- (2) 代理人住所氏名の欄 申請代理人の現住所と氏名を記入し押印する。
- (3) 道路敷地の地名地番の欄 道路敷地となる土地の地名地番を記入する。
- (4) 用途地域の欄 該当する用途を記入する。
- (5) 防火地域の欄 防火地域の指定、指定なしを記入する。
- (6) その他の区域、地域、地区及び街区の欄 申請地がその他関係する区域、地域、地区、街区名を記入する。
- (7) 道路の幅員及び延長の欄 指定を受ける道路の幅員及び延長を記入する。
- (8) 道路の構造の欄 指定を受ける道路の構造を記入する。
- (9) 道路に接する両端道路の幅員の欄 指定を受ける道路が接する既存道路の幅員を記入する。
- (10) 開発予定区域の面積の欄 指定を受ける道路を使用する宅地全体の面積を記入する。
- (11) 予定建築物の用途の欄 予定の建築物の用途を記入する。
- (12) 排水処理方法の欄 今後予定される雨水及び汚水雑排水の処理方法を記入する。
- (13) 工事着工予定年月日の欄 着工予定年月日を記入する。
- (14) 工事完了予定年月日の欄 完了予定年月日を記入する。
- (15) 他の法令による許可の可否の欄 建築基準法以外の法令による許可の可否について記入する。

別紙第 2 （第 4 条関係）

申請に必要な図書（正本 1 部・副本 1 部）

- (1) 道路位置指定申請書
- (2) 委任状
- (3) 道路位置指定申請地及び道路隣接地の登記事項証明書
- (4) 道路敷地に伴う権利者（登記事項証明書で甲区及び乙区欄に記載される全ての者）の同意書
- (5) 道路敷地に伴う権利者（登記事項証明書で甲区及び乙区欄に記載される全ての者）の印鑑登録証明書
- (6) 道路隣接所有者同意書
- (7) 水利権者同意書
- (8) 許可書等
- (9) 既存道路の接続同意書
- (10) 案内図
- (11) 付近見取図
- (12) 公図
- (13) 実測図
- (14) 地籍図
- (15) 道路断面図
- (16) 道路縦断図
- (17) 給排水図
- (18) 排水構造図

別紙第3（第5条関係）

申請に必要な図書の作成方法

(1) 案内図

ア 都市計画図を利用

イ 方位、縮尺、申請位置、転写者（氏名・印）を記入

(2) 付近見取図

ア 原則として都市計画図（白図）を利用

イ 縮尺は1：2500とする。

ウ 方位を記入

エ 指定を受けようとする道路（赤線で表示）及び目標となる地物の状況を明確に表示する。

オ 転写者（氏名・印）を記入

(3) 公図の写し（換地図）

ア 法務局備付けの公図を転写すること。

イ 指定道路の位置を公図の写しに記入すること（赤線で表示）。

ウ 方位、縮尺、転写事項（年月日・場所・氏名・印）を記入し明確に表示する。

エ 指定を受けようとする道路及び関係隣接者の地名地番、所有者の表示

(4) 地籍図（区画実測図）

ア 方位、縮尺、求積表（道路・各宅地別）、杭の表示は明確に表示する。

イ 道路部分及び関係土地を求積したものを作成する。

(5) 実測図（土地利用計画図）

ア 方位、縮尺、作成した年月日、氏名、印を明確に表示する。

イ 道路の表示は、道路（幅員・延長・すみ切り・標杭・境界杭・地番・地目）

ウ 排水先名称

エ 既存道路、水路位置の表示

オ 開発区域内の土地、建物、工作物（権利者、所有権者）の表示

(6) 道路断面図

ア 縮尺は 1 : 50 位とし、幅員、勾配、側溝の種類、道路表面の構造、仕上げ、排水勾配等を記入する。

イ 作成者（氏名・印）を表示

(7) 道路縦断図

ア 縮尺は 1 : 50 位とし、勾配及び始末端部の構造等、官民境界線を記入し、接続する既存道路を表示する。

イ 作成者（氏名・印）を表示する。

(8) 給排水図

排水経路は、土地利用計画図に表示可能とする。

(9) 排水構造図

浄化増、浄化枡、排水枡、側溝の各構造図は、道路断面図に表示した図面とは別に作成する。

別紙第 4（第 8 条関係）

(1) 路面の構造

砂利敷等の場合（ぬかるみとならない構造）

砂利等 $t \geq 150 \text{ mm}$

簡易舗装の場合

（受入基準第 3 条に適合しなければならない。）

表層（密粒アスコン） $t \geq 40 \text{ mm}$

基層（粒調碎石 30—0） $t \geq 70 \text{ mm}$

下層（下層路盤 40—0） $t \geq 190 \text{ mm}$

(2) 縦断勾配

12 パーセント以下とする。9 パーセント以上の勾配の場合は、
滑り止め舗装をしなければならない。

(3) 横断勾配

セメントコンクリート舗装 1.5 以上 2.0 以下

アスファルトコンクリート舗装 1.5 以上 2.0 以下

その他 3.0 以上 5.0 以下

歩道又は自転車道 1.5 以上 2.5 以下

別紙第 5（第 1 2 条関係）

※状況写真撮影を表す。

※写真管理した位置を別図に記入する。

- 1) 工事着工前、後 写真
- 2) 各構造物の積み上げの設計、実測を黒板で写真管理する。
- 3) 写真管理は同一場所とする。
- 4) 完了後、検査時にコア 2 箇所開けておく。

「側溝工」 左側・右側各 1 箇所必要

※状況写真撮影を表す。

床堀工（床付出来形写真管理）

砕石基礎（砕石基礎出来形写真管理）

基礎コンクリート（基礎コンクリート出来形写真管理）

使用材料（使用する材料出来形写真管理）

※ 床堀状況（掘削状況）

※ 砕石転圧状況（転圧状況）

※ 敷きモルタル（敷きモルタル均し状況）

※ 側溝設置工（設置状況）

※ 布設工（設置状況）

「地先境界ブロック工」 1 箇所必要

使用材料（使用する材料出来形写真管理）

床堀工（床付出来形写真管理）

砕石基礎（砕石基礎出来形写真管理）

基礎コンクリート（基礎コンクリート出来形写真管理）

設置完了（地先境界ブロック工の出来形の状況写真）

「路盤工」 始点・中間点・終点の 3 箇所写真管理が必要

※状況写真撮影を表す。

床堀工（床付出来形写真管理）

路盤工（下層路盤工 40—0、190 以上が確認できる写真）

※ 路盤工（下層路盤工転圧管理）

路盤工（粒調碎石工 30—0、70 以上が確認できる写真）

※ 路盤工（粒調碎石工転圧管理）

※ 乳剤散布（乳剤散布状況）

※ 表層工（密粒アスコン 40 以上、敷き均し状況）

※ 転圧工（転圧状況）

☆ 上記以外必要と思われる写真を添付

道の築造完了届書に添付する書類は、申請書に添付した図書（図面）を添付し、工事写真帳に設計、実測等の数字を書き入れて、2 部提出する。

別図一 1 （第 6 条 関 係）

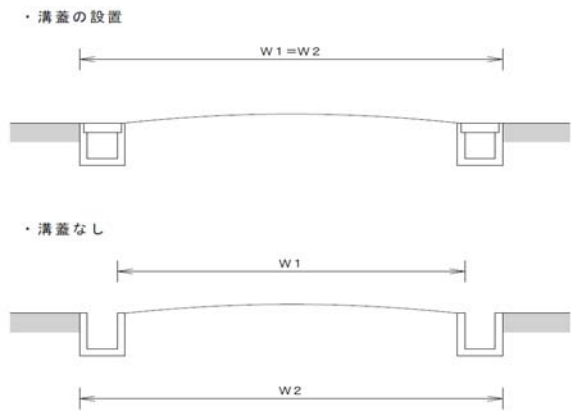
W 1 ： 有 効 幅 員 4 m 以 上 （ 有 効 幅 員 内 に 工 作 物 は 設 け な い こ と ）

W 2 ： 道 路 敷

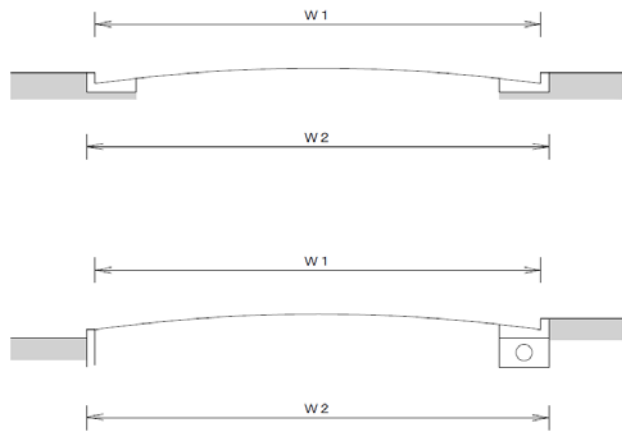
道 路 指 定 行 為 は、道 路 敷 の 範 囲 と す る。

(1) U 型 側 溝 設 置 の 場 合

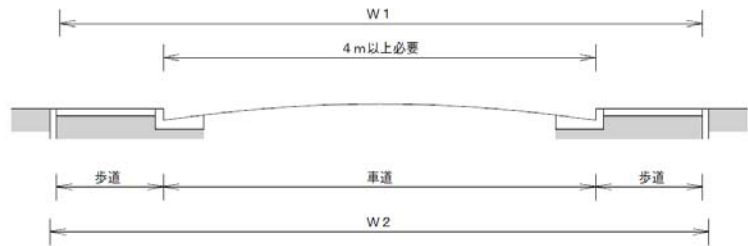
溝 蓋 の 設 置



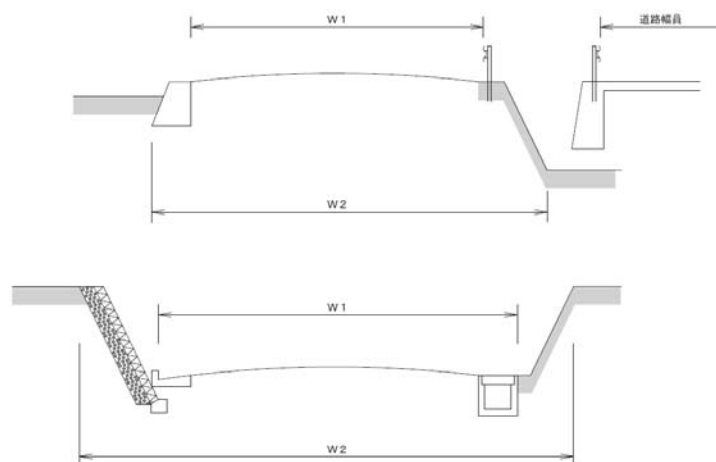
(2) L 型 側 溝 設 置 の 場 合



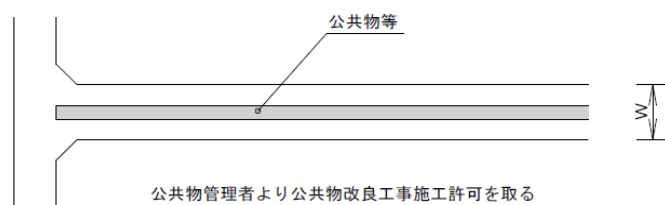
(3) 歩 車 道 分 離 の 場 合



(4) 盛土、切土等の場合



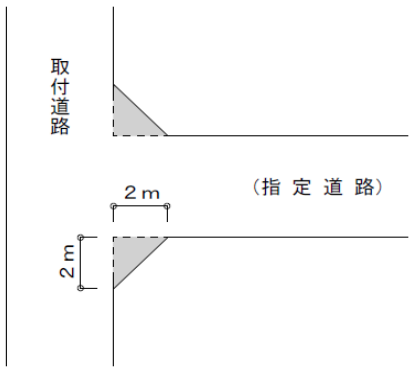
(5) 公共物等を含む場合



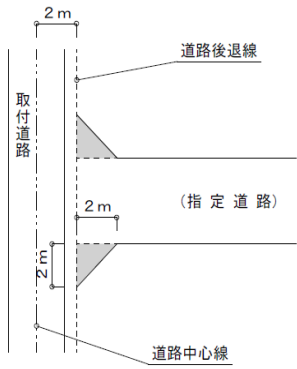
別図一 2 （第 7 条 関 係）

すみ切りの取り方（幅員にかかわらず原則として規定のすみ切りが必要）

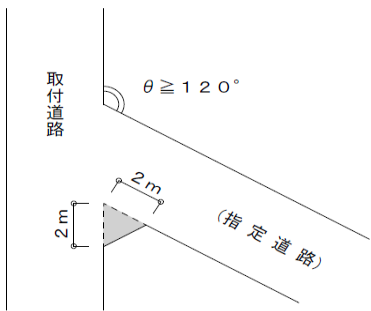
(1) 一般の場合



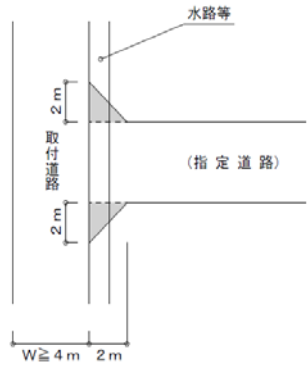
(2) 第 42 条 2 項 道 路 の 場 合



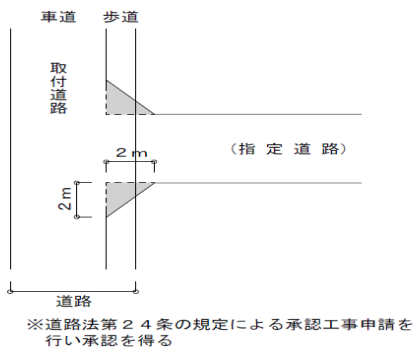
(3) 鋭角部分の場合



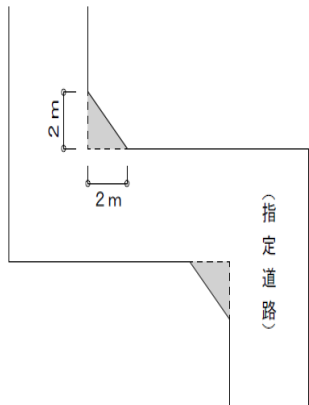
(4) 水路等がある場合



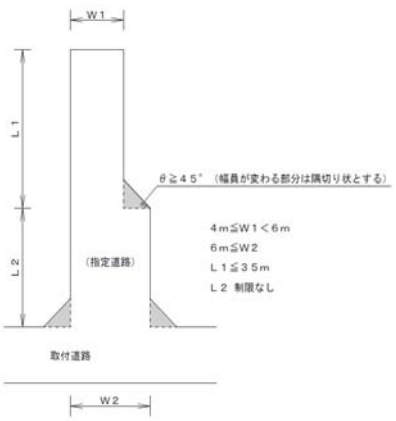
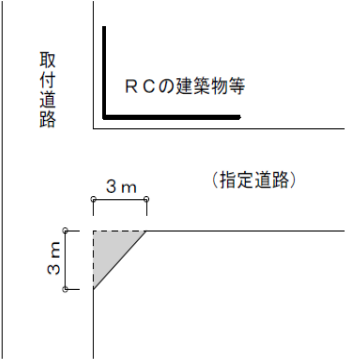
(5) 歩道がある場合



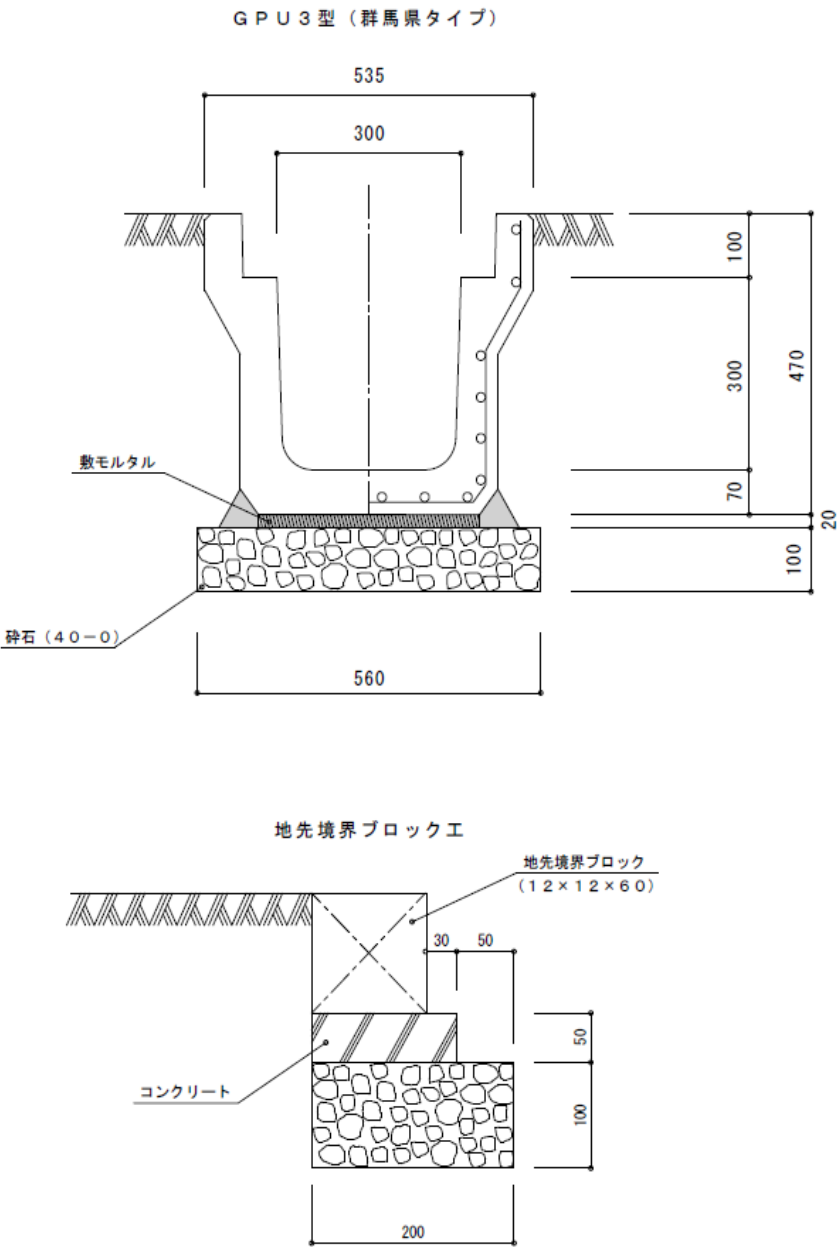
(6) 途中で屈曲する場合



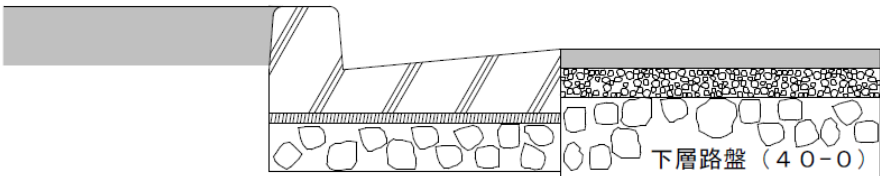
(7) どちらか一方のすみ切り部分 (8) 途中で幅員が変わる場合
が 2 m 以上とれない場合



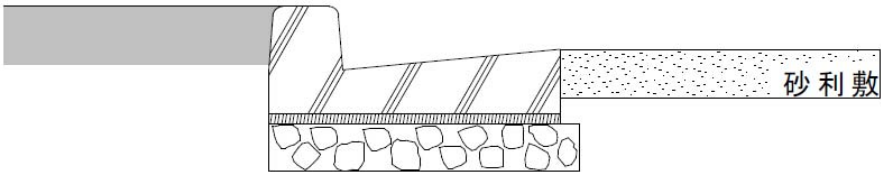
別図一 3 （第 9 条 関 係）



舗装の場合

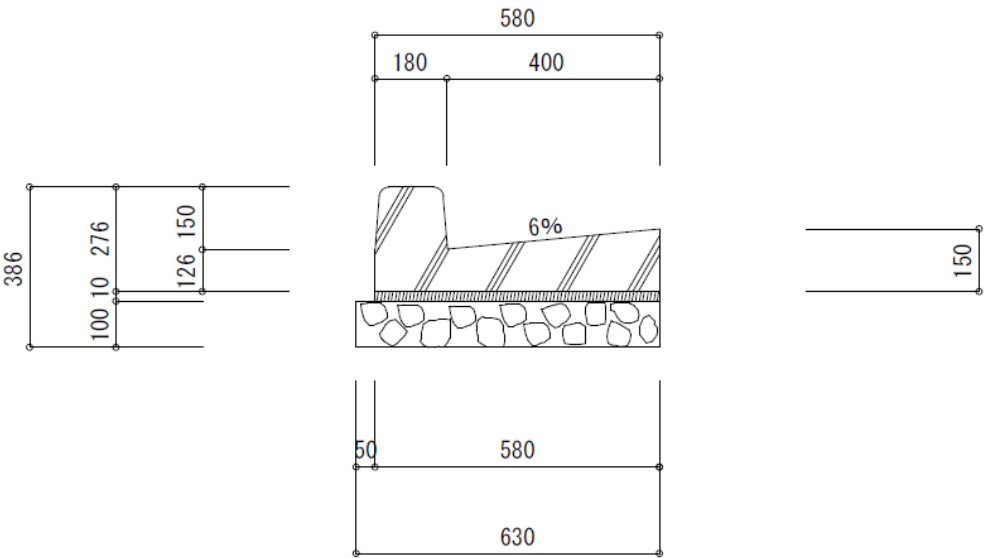


砂利敷の場合



L 型側溝

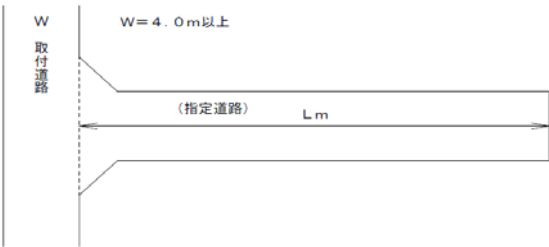
(プレキャスト鉄筋コンクリート L 型側溝)



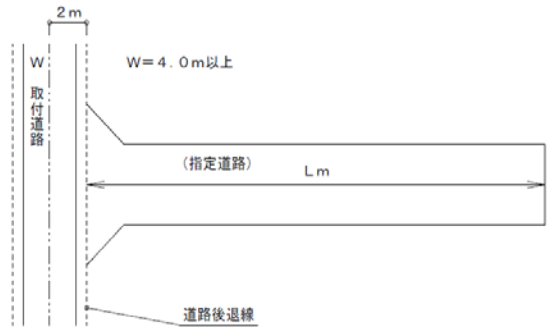
別図一 4 （第 1 0 条 関 係）

※ 道路の中心距離とする。

(1) 新設道路の場合



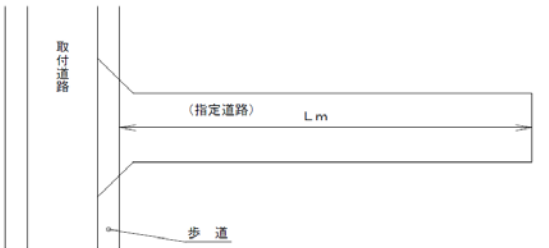
(2) 法第 42 条 第 2 項 道路に接続する場合



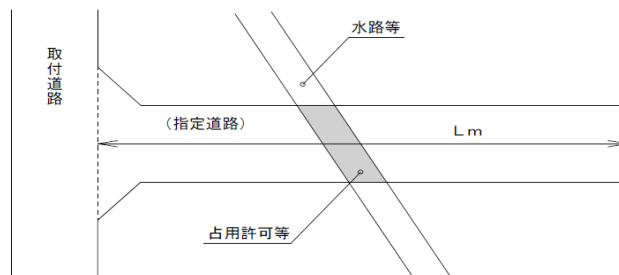
(3) 水路に接する場合



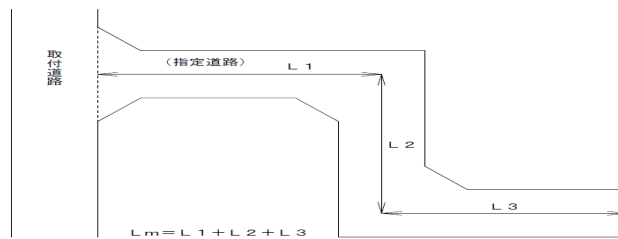
(4) 歩道に接続する場合



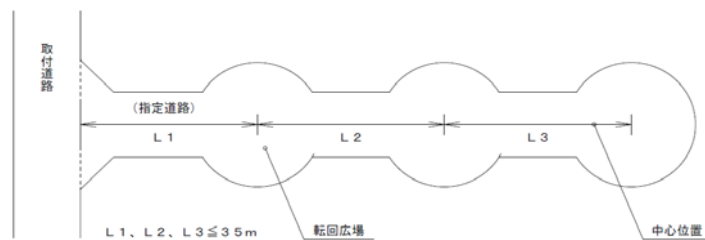
(5) 位置を指定する道に水路等が存在する場合



(6) 屈折した場合



(7) 転回広場等設ける場合



別図— 4 — 2

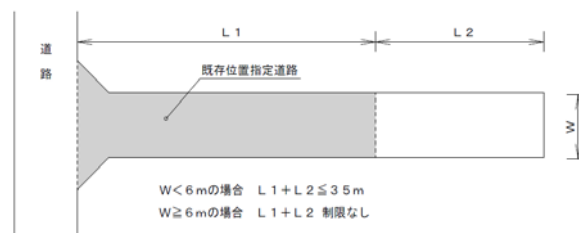
既存指定道路に接続する場合（昭和 4 6 年 1 月 1 日以前の指定道路に接続）

（参考） 建築基準法施行令附則（の）（改正前の法第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定による指定）

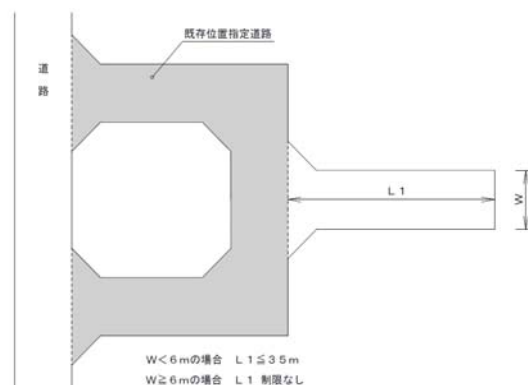
この政令の施行の際現に改正法による改正前の建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定による道路の位置指定を受けている道は、この政令による改正後の建築基準法施行令第 1 4 4 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとみなす。

（注） 施行年月日は昭和 4 6 年 1 月 1 日

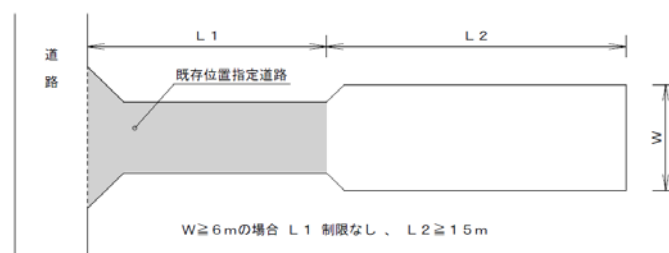
(1)



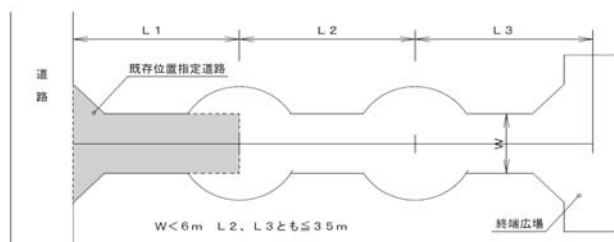
(2)



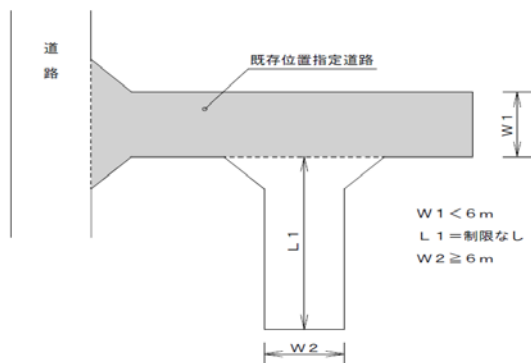
(3)



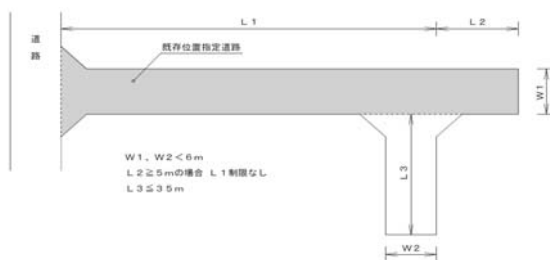
(4)



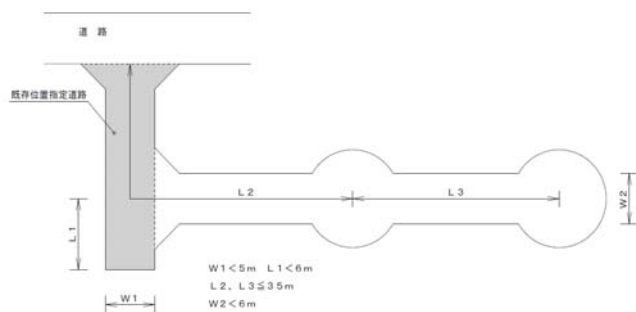
(5)



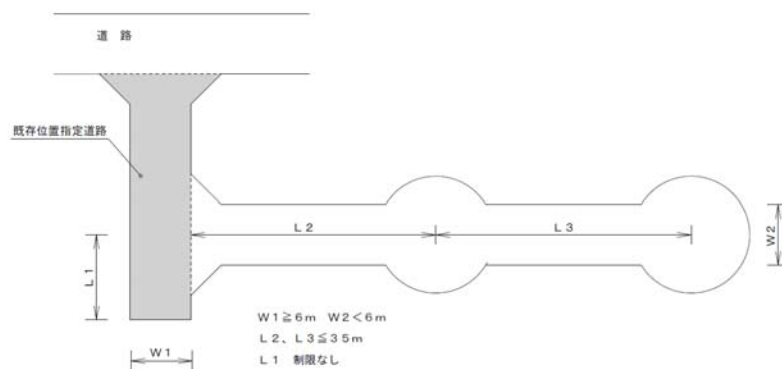
(6)



(7)



(8)

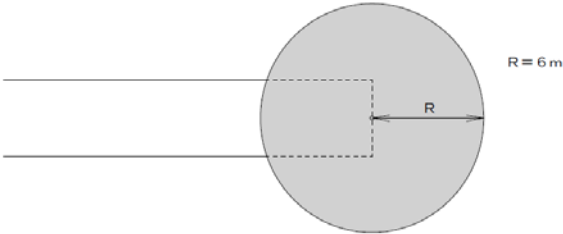


(注) 既存道路が法第42条第2項に規定する道路に接続する場合も前記(1)～(8)に準ずる。

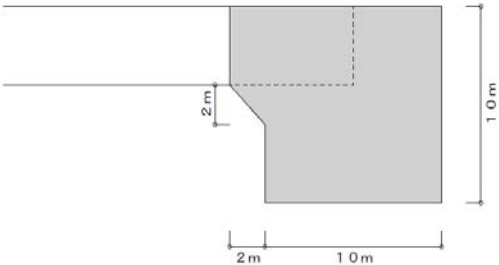
(注) 昭和46年以降に指定済の道路に接続する場合は、既存指定道路を含めて令第144条の4第1項各号の検討をしなければならない。

別図一 5 （第 1 1 条 関 係）

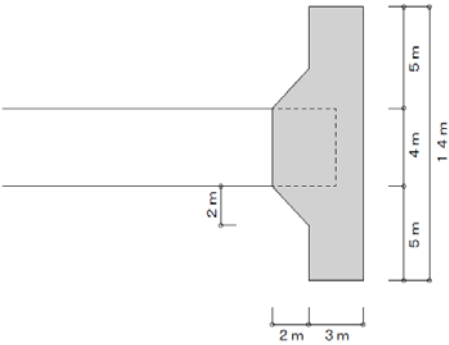
(1)



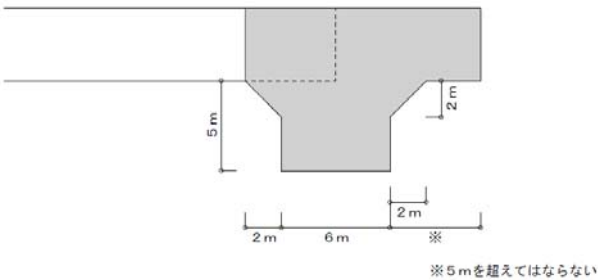
(2)



(3)

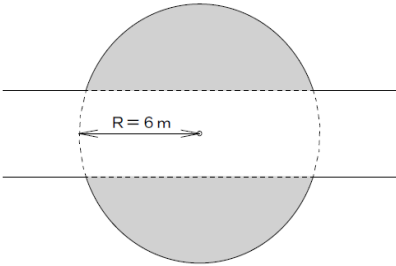


(4)

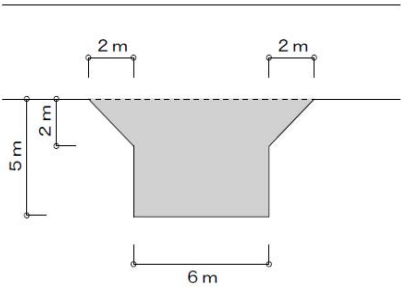


別図一 6 （第 1 1 条 関 係）

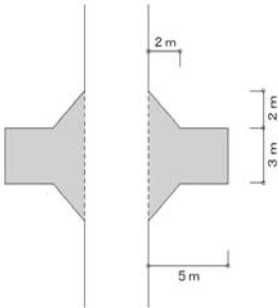
(1)



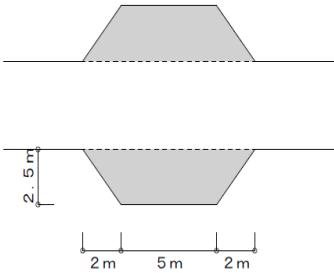
(2)



(3)



(4)



※回転広場のとり方

建設省告示第1837号（昭和45年12月28日）に規定する事項を満足すれば原則として形状は問わない。回転広場のみに接する敷地は法第43条第1項の規定に適合しているものとする。

（参考） 小型四輪車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）

